

平成30年8月1日
愛媛大学

平成30年7月豪雨により被災した志願者への検定料の免除等について

愛媛大学では、平成30年7月豪雨により被災された進学希望の方々を対象として、平成30年度に実施する入学試験において、検定料免除及び返還の特例措置を実施します。

1. 趣旨

平成30年7月豪雨により被災された進学希望の方々の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため。

2. 対象

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された平成30年7月5日以降、平成30年度に実施する学部、大学院入学試験（再入学、編入学を含む）の受験者のうち、以下の要件のいずれかを満たす方

- (1) 志願者の学資を主として負担している者又は志願者が災害救助法の適用を受けた地域に所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した方
- (2) 志願者の学資を主として負担している者が災害救助法の適用を受けた地域で、当該災害により死亡又は行方不明となった方

3. 免除の申請方法

検定料の免除を希望される場合、出願前に必ず愛媛大学教育学生支援部入試課までご連絡ください。対象者と判断された方は、所定の申請書に証明書等を添付して、出願書類とともに提出してください。

4. 納付済みの検定料返還について

検定料免除の対象となる方で、すでに検定料を納付済みの場合、検定料相当額の返還を受けることができます。手続方法等の詳細は愛媛大学教育学生支援部入試課までお問合せください。

※免除及び返還の詳細については、愛媛大学ホームページでご確認いただけます。
(<https://www.ehime-u.ac.jp/post-81330/>)

※送付資料2枚（本紙を含む）

本件に関する問い合わせ先

担当部署 教育学生支援部入試課

担当者名 入試課長 神 智彦

TEL:089-927-9170

E-mail : nyushika@stu.ehime-u.ac.jp

平成 30 年 7 月豪雨により被災した志願者への検定料の免除等について

平成 30 年 7 月豪雨により被災された進学希望の方々の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るために、平成 30 年度に実施する入学試験において、次のとおり検定料免除等の特例措置を講じます。

1. 免除等の対象となる入学者選抜試験

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された平成 30 年 7 月 5 日以降、平成 30 年度に実施する学部、大学院入学試験（再入学、編入学を含む）

2. 対象者

検定料を免除する対象者は、志願者のうち、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 志願者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）又は志願者が災害救助法の適用を受けた地域に所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した方。
- (2) 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で、当該災害により死亡又は行方不明となった方。

3. 申請の方法

これから出願をされる方で、検定料の免除を希望される場合、出願前に必ず愛媛大学教育学生支援部入試課までご連絡ください。対象者と判断された方は、所定の申請書に証明書等を添付して、出願書類とともに提出してください。

なお、この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を払い込まないでください。

4. 申請に必要な書類

- (1) 「検定料免除申請書」（本学ホームページからダウンロード）
- (2) 「り災証明書」（「2. 対象者」の（1）に該当する方）
- (3) 「死亡又は行方不明を証明する書類」（「2. 対象者」の（2）に該当する方）
- (4) やむを得ない事情で、上記（2）、（3）の証明書等が得られない場合は、被災状況を説明した申立書（様式自由）

5. 許可または不許可の通知について

- (1) 許可者には、受験票の送付をもって、許可の通知に代えることとします。
- (2) 不許可者には、別途連絡しますので、直ちに検定料を指定の口座に払い込んでください。納入が確認された後、受験票を送付します。

6. 納付済みの検定料返還について

「2. 対象者」に該当する志願者で、すでに「1. 免除対象となる入学者選抜試験」の検定料を納付済みの場合、入学検定料相当額の返還を受けることができます。手続方法等の詳細は愛媛大学教育学生支援部入試課までお問合せください。

7. その他

入学科及び授業料についても免除制度を設けています。（詳細は入学手続時にご案内します。）

本件に関する問い合わせ先 愛媛大学教育学生支援部入試課 TEL : 089-927-9172 FAX : 089-927-9180 E-MAIL: nyushika@stu.ehime-u.ac.jp
--